

平成19年4月1日から

児童手当制度が拡充されました

児童手当制度が改正され、平成19年4月より0～2歳児の養育者に対する児童手当の額が、第1子及び第2子について5,000円増額され、一律、月10,000円になりました。

ただし、従来どおり前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が所得制限限度額以上の場合には、児童手当は支給されませんので、ご注意ください。

●改正の内容

3歳未満の児童の手当額

(改正前)	
第 1 子	5,000円(月額)
第 2 子	5,000円(月額)
第3子以降	10,000円(月額)



(改正後)	
一 律	10,000円(月額)

3歳以上の児童の手当額 (現行どおり)

第 1 子	5,000円(月額)
第 2 子	5,000円(月額)
第3子以降	10,000円(月額)

【!!注意!!】

- ①現在、支給されている方は、今回の改正では、手続きの必要はありません。
- ②3歳到達後の翌月からは、第1子・第2子の手当額は5,000円となります。

特殊児童就学・通所(園) 援助金について

市では、心身に障害のある児童が施設・各種学校等へ通学・通所(園)・寄宿される際の費用に対して援助を行っています。また、通学・通所(園)に介護者が必要と認められる場合には、あわせて援助金を支給します。

◆支給限度額表◆

学年等 対象者	幼・小中学部	高 等 部
通学・通所(園) 児童	5,000円／月	2,500円／月
寄宿者への入所児童	3,000円／月	1,500円／月
付添の保護者	5,000円／月	2,500円／月

※当援助金は「通学・通所(園)・寄宿」に要する費用を援助するものであるため、往復ともスクールバス利用者や自転車通学、入院中などの児童は該当しません。

【問合先】子育て支援課 子育て支援係 ☎ 8726

平成19年度

小児慢性特定疾患医療受給者証の 更新申請のお知らせ

現在、小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている方で、平成19年8月1日以降も引き続き交付を希望される方は、更新申請の手続きをお願いします。

対象者：8/1以降も引き続き医療受給者証の交付を希望される、8/1時点で満20歳未満の方。（一定の医学的基準を満たす方が引き続き対象となります。詳しくは主治医にご相談ください。）

申請受付期間：5/1(火)～6/29(金) 9:30～11:45・13:15～16:30(土・日・祝は除く)

提出時に必要な書類：

- ①小児慢性特定疾患医療受給者証更新交付申請書
 - ②小児慢性特定疾患医療意見書（医師の記載によること）
 - ③成長ホルモン治療用意見書（ヒト成長ホルモン治療を行う方のみ。医師の記載によること）
 - ④所得を証する書類（平成18年分）
 - ⑤世帯全員の住民票
 - ⑥患者本人の健康保険証の写し
 - ⑦印鑑（必要になる場合があります）
 - ⑧身体障害者手帳もしくは療育手帳の写し（重症申請をされる方で所持している方のみ）
 - ⑨重症患者認定申請書（重症申請をされる方のみ）
- ※①～③、⑨の申請書等は、加西健康福祉事務所にあります。
- ※「④所得を証する書類」については、世帯状況により必要な書類が異なりますので、詳しくは加西健康福祉事務所にご相談ください。
- 申請・問合先：加西健康福祉事務所 健康課 ☎ 0266

マタニティーマークを ご存知ですか？



マタニティーマークとは、妊娠婦に優しい環境をつくれていくために、厚生労働省から発表されたマークです。特に初期の妊娠さんは外見から妊娠婦であるということが分かりづらいことがあります。そこで、このマークをつけることで、妊娠であることを周知し、周囲からの理解が得られるようにという意味があります。

このようなマークをつけた方、または、マークをつけていなくても妊娠婦さんを見かけたら、席を譲る、側でタバコを吸わない等配慮をし、妊娠婦さんに優しい環境をつくりていきましょう。市では4月より母子健康新手帳交付をした方にマタニティーマークのシールを配布しています。妊娠さんはぜひご活用ください。